

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月29日
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO クリストファー・カーギル
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目1番地
【電話番号】	03(5210)3290(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CFO 野村 広之進
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目1番地
【電話番号】	03(5210)3290(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CFO 野村 広之進
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,783,786,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年11月28日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2023年11月28日に発行価額等が決定され、また、2023年11月29日付で臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 海外市場における当社普通株式の募集について
- 2 海外市場における2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集について

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
 - d . 割り当てようとする株式の数
- 5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	6,861,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 2023年11月28日(火)開催の取締役会決議(以下「本取締役会決議」という。)によります。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 本有価証券届出書に係る第三者割当(以下「本件第三者割当」という。)の割当予定先であるJICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。)からは、後記「2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件 (注)1」記載の発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されております。そのため、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円に近接した額になるよう、発行価格等決定日までの当社普通株式の株価下落の可能性や発行価格(募集価格)決定にあたってのディスカウントを考慮し、上記発行数を決定しております。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	6,861,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 2023年11月28日(火)開催の取締役会決議(以下「本取締役会決議」という。)によります。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 本有価証券届出書に係る第三者割当(以下「本件第三者割当」という。)の割当予定先であるJICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。)からは、後記「2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件 (注)1」記載の発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されておりましたが、発行価額1,426円に基づき、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数は5,610,000株となりました。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	6,861,000株	10,003,338,000	5,001,669,000
一般募集			
計（総発行株式）	6,861,000株	10,003,338,000	5,001,669,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 上記発行数につきましては、前記「1 新規発行株式（注）3」に記載のとおり、割当予定先からは、後記「(2) 募集の条件（注）1」記載の発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数（100株未満切り捨て。）の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されております。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2023年11月27日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	6,861,000株	9,783,786,000	4,891,893,000
一般募集			
計（総発行株式）	6,861,000株	9,783,786,000	4,891,893,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 上記発行数につきましては、前記「1 新規発行株式（注）3」に記載のとおり、割当予定先からは、後記「(2) 募集の条件（注）1」記載の発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数（100株未満切り捨て。）の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されておりましたが、発行価額1,426円に基づき、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数は5,610,000株であり、その場合の発行価額の総額は7,999,860,000円、資本組入額の総額は3,999,930,000円となりました。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額（発行価額の総額）から増加する資本金の額（資本組入額の総額）を減じた額とします。

(注) 4の全文削除

(2)【募集の条件】
 (訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)2	100株	2023年12月14日(木)	該当事項はありません。	2023年12月15日(金)

- (注)1 当社は、本取締役会決議において、本件第三者割当と同時に、当社普通株式1,500,000株について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集による新株式発行(以下「海外募集」という。)を行うことを決議しております。日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023年11月28日(火)から2023年11月29日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に、海外募集における発行価格(募集価格)を決定し、併せて発行価額(会社法上の払込金額であり、海外募集の引受人により当社に支払われる金額)及び資本組入額を決定いたします。本件第三者割当における発行価額(会社法上の払込金額)は、海外募集の発行価格と同一とします。
- 2 資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額とします。
- 3 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 4 前記「1 新規発行株式 (注)3」に記載のとおり、割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されております。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。
- 5 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,426	713	100株	2023年12月14日(木)	該当事項はありません。	2023年12月15日(金)

- (注)1 当社は、本取締役会決議において、本件第三者割当と同時に、当社普通株式1,500,000株について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集による新株式発行(以下「海外募集」という。)を行うことを決議しております。日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023年11月28日(火)(以下「発行価格等決定日」という。)に、海外募集における発行価格(募集価格)が決定され、併せて発行価額(会社法上の払込金額であり、海外募集の引受人により当社に支払われる金額)及び資本組入額についても決定されました。本件第三者割当における発行価額(会社法上の払込金額)は、海外募集の発行価格と同一です。
- 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 3 前記「1 新規発行株式 (注)3」に記載のとおり、割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されておりましたが、発行価額1,426円に基づき、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数は5,610,000株となりました。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。
- 4 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

(注)2の全文削除及び3、4、5の番号変更

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,003,338,000	50,000,000	9,953,338,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2023年11月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際には、前記「1 新規発行株式(注)3」に記載のとおり、割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されております。なお、当該申込みが行われなかった当社普通株式については発行されないため、払込金額の総額(発行価額の総額)の上限は、8,000,000,000円となります。また、発行諸費用の概算額の上限及び差引手取概算額の上限は、それぞれ50,000,000円及び7,950,000,000円となります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,783,786,000	50,000,000	9,733,786,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
- 3 前記「1 新規発行株式(注)3」に記載のとおり、割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されておりましたが、発行価額1,426円に基づき、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数は5,610,000株であり、その場合の払込金額の総額は7,999,860,000円、発行諸費用の概算額は50,000,000円、差引手取概算額は7,949,860,000円となりました。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限7,950,000,000円(割当予定先から申込みを行う意向を示されている払込金額の総額に基づく差引手取概算額)については、本件第三者割当と同日付をもって当社取締役会で決議された海外募集の手取概算額2,079,520,000円及び2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行による手取概算額31,670,000,000円と合わせた手取概算額合計上限41,699,520,000円について、以下の使途に充当する予定です。

最大320億円を、2023年12月末までに、2021年7月27日に発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2026年満期新株予約権付社債(既発)」という。)の買入資金として充当します。なお、買入消却のための当該社債の買入れに応じる当該社債の社債権者の数、買入れの対象となる当該社債の金額及び当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。

約97億円を、2026年12月末までに、開発品及び製品の導入、日本における後期開発品の開発及び商業活動、創薬プラットフォームを含む創薬・早期開発基盤の拡充を中心とした戦略的成長投資及び運転資金に順次充当する予定です。また、上記に充当されなかった金額の全額については、2026年12月末までに、これまでに資金を振り向けられていなかった新規パイプラインの研究開発及び運転資金に順次充当する予定です。

調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(訂正後)

上記差引手取概算額7,949,860,000円(割当予定先から申込みが行われる予定の株式数に基づく差引手取概算額)については、本件第三者割当と同日付をもって当社取締役会で決議された海外募集の手取概算額2,033,440,000円及び2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行による手取概算額31,700,000,000円と合わせた手取概算額合計41,683,300,000円について、以下の使途に充当する予定です。

約314億円を、2023年12月末までに、2021年7月27日に発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2026年満期新株予約権付社債(既発)」という。)の買入資金として充当します。

約97億円を、2026年12月末までに、開発品及び製品の導入、日本における後期開発品の開発及び商業活動、創薬プラットフォームを含む創薬・早期開発基盤の拡充を中心とした戦略的成長投資及び運転資金に順次充当する予定です。また、約6億円を、2026年12月末までに、これまでに資金を振り向けられていなかった新規パイプラインの研究開発及び運転資金に順次充当する予定です。

調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外市場における当社普通株式の募集について

（訂正前）

当社は、本取締役会決議において、当社普通株式1,500,000株について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集による新株式発行を行うことを決議しております。詳細につきましては、2023年11月28日提出の臨時報告書をご参照ください。なお、海外募集に係る発行価額（会社法上の払込金額）、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日に決定いたします。海外募集が中止となる場合は、本件第三者割当も中止いたします。

（訂正後）

当社は、本取締役会決議において、当社普通株式1,500,000株について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集による新株式発行を行うことを決議しております。詳細につきましては、2023年11月28日提出の臨時報告書及び2023年11月29日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。なお、海外募集に係る発行価額（会社法上の払込金額）、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日に決定されました。海外募集が中止となる場合は、本件第三者割当も中止いたします。

2 海外市場における2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集について

（訂正前）

当社は、本取締役会決議において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集による本新株予約権付社債の発行を決議しております。詳細につきましては、2023年11月28日提出の臨時報告書をご参照ください。なお、本新株予約権付社債の発行に係る当初転換価額は、発行価格等決定日に決定いたします。本新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、本件第三者割当も中止いたします。

（訂正後）

当社は、本取締役会決議において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集による本新株予約権付社債の発行を決議しております。詳細につきましては、2023年11月28日提出の臨時報告書及び2023年11月29日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。なお、本新株予約権付社債の発行に係る当初転換価額は、発行価格等決定日に決定されました。本新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、本件第三者割当も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

（訂正前）

当社普通株式 6,861,000株

なお、割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数（100株未満切り捨て。）の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されております。申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

（訂正後）

当社普通株式 6,861,000株

なお、割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数（100株未満切り捨て。）の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されておりましたが、発行価額1,426円に基づき、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数は5,610,000株となりました。申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	8,277,800	10.06	8,277,800	7.35
JICVGIオパチュニティファンド 1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1 号	0	0.00	6,861,000	6.09
五味 大輔	長野県松本市	6,710,000	8.15	6,710,000	5.96
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA 東京都千代田区丸の内2丁目7- 1 (常任代理人)	3,206,800	3.90	3,206,800	2.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,726,200	3.31	2,726,200	2.42
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店カストディ業務部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS 東京都中央区日本橋3丁目11-1 (常任代理人)	2,324,395	2.82	2,324,395	2.06
TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA 東京都千代田区丸の内2丁目7- 1 (常任代理人)	1,902,500	2.31	1,902,500	1.69
ファイザー株式会社	東京都渋谷区代々木3丁目22-7	1,885,136	2.29	1,885,136	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. 東京都港区港南2丁目15-1 品 川インターシティA棟 (常任代理人)	1,602,700	1.95	1,602,700	1.42
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式 会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST. COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US 東京都中央区日本橋1丁目4- 1 日本橋一丁目三井ビルディ ング (常任代理人)	1,284,767	1.56	1,284,767	1.14
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM 東京都港区港南2丁目15-1 品 川インターシティA棟 (常任代理人)	1,009,600	1.23	1,009,600	0.90
計		30,929,898	37.59	37,790,898	33.56

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2023年9月30日現在の株主名簿に
基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以
下第三位を四捨五入して算出しております。

3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年9月30日現在の所有株式数及び
総議決権数に海外募集及び本件第三者割当による増加株式数(上限)並びに本新株予約権付社債の潜在株式

数を加味した数字であります。なお、本新株予約権付社債の潜在株式数については、本新株予約権付社債の当初転換価額を2023年11月27日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,458円として本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。また、本件第三者割当による増加株式数については、新株式が上限まで発行されたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合(%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	8,277,800	10.06	8,277,800	7.62 (7.71)
JICVGIオポチュニティファンド 1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1 号	0	0.00	6,861,000 (5,610,000)	6.32 (5.23)
五味 大輔	長野県松本市	6,710,000	8.15	6,710,000	6.18 (6.25)
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA 東京都千代田区丸の内2丁目7- 1 (常任代理人)	3,206,800	3.90	3,206,800	2.95 (2.99)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,726,200	3.31	2,726,200	2.51 (2.54)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店カストディ業務部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS 東京都中央区日本橋3丁目11-1 (常任代理人)	2,324,395	2.82	2,324,395	2.14 (2.17)
TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA 東京都千代田区丸の内2丁目7- 1 (常任代理人)	1,902,500	2.31	1,902,500	1.75 (1.77)
ファイザー株式会社	東京都渋谷区代々木3丁目22-7	1,885,136	2.29	1,885,136	1.74 (1.76)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. 東京都港区港南2丁目15-1 品 川インターシティA棟 (常任代理人)	1,602,700	1.95	1,602,700	1.48 (1.49)
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式 会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST. COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US 東京都中央区日本橋1丁目4- 1 日本橋一丁目三井ビルディ ング (常任代理人)	1,284,767	1.56	1,284,767	1.18 (1.20)
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM 東京都港区港南2丁目15-1 品 川インターシティA棟 (常任代理人)	1,009,600	1.23	1,009,600	0.93 (0.94)
計		30,929,898	37.59	37,790,898 (36,539,898)	34.80 (34.04)

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2023年9月30日現在の株主名簿に
基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以
下第三位を四捨五入して算出しております。

- 3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に海外募集及び本件第三者割当による増加株式数並びに本新株予約権付社債の潜在株式数を加味した数字であります。なお、本新株予約権付社債の潜在株式数については、本新株予約権付社債の当初転換価額(1,782円)で本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。また、本件第三者割当による増加株式数については、募集株式数の全株が発行された場合の株式数であります。割当予定先から申込みが行われる予定の株式数に基づいて算出した割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、括弧内に記載しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月8日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年11月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月23日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年11月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年7月27日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年11月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2023年11月28日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月8日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月23日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年7月27日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2023年11月28日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記7の臨時報告書の訂正報告書）を2023年11月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2023年11月28日）までの間において変更があった事項は、以下のとおりです。変更箇所を下線で示しております。また、以下の「事業等のリスク」の見出しに付された項目番号は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2023年11月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 後略 >

（訂正後）

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）までの間において変更があった事項は、以下のとおりです。変更箇所を下線で示しております。また、以下の「事業等のリスク」の見出しに付された項目番号は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年11月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 後略 >